

○富山市婦中ふるさと創生館条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第195号

改正 平成17年9月30日富山市規則第318号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市婦中ふるさと創生館条例（平成17年富山市条例第219号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、富山市婦中ふるさと創生館（以下「創生館」という。）の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第3条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を条例第3条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、創生館の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第318号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

